

## 平成28年度PFOS・PFOA調査結果について(冬季結果)

### 【調査結果について】

県では平成28年8月からPFOS等の全県的な調査を実施している。

別紙1の地点における冬季調査の結果、別紙2のとおり、若干の変動はあるが夏季調査と同程度の濃度で検出された。PFOS等について、下記のとおり国内では基準が無いものの、米国の飲料水中における生涯健康勧告値を超えた地点が夏季調査では3地点(35地点中)、冬季調査では6地点(41地点中)の湧水で確認された。夏季の調査結果を受けて平成28年12月に勧告値超過地点の下流側で栽培される農作物中のPFOS等濃度の測定を行ったが、全ての検体で不検出となっており、農作物への影響は確認されておらず、直接飲用に用いなければ問題は無いものと思われる。

なお、冬季調査において、普天間飛行場周辺の主な表流水の測定を行っており、飛行場への流入側ではPFOS等の濃度は低いことが確認された。

引き続き、平成29年度も比較的濃度が高い地点でモニタリングを行い、状況の把握に努める予定。

### 参考

#### 【PFOS・PFOAの基準等について】

○日本(基準無し)

厚生労働省：水道水における要検討項目(平成21年)

環境省：水環境保全に向けた取組のための要調査項目(平成26年)

○米国

飲料水中の生涯健康勧告値

2016年(平成28年)：PFOSとPFOAの合計で70ng/L

○ドイツ

暫定基準

2006年(平成18年)：PFOSとPFOAの合計で300ng/L

#### 【PFOS・PFOAについて】

○ PFOSはペルフルオロオクタンスルホン酸、PFOAはペルフルオロオクタン酸の略で、有機フッ素化合物の一つ。PFOS・PFOAは疎水性(水をはじく性質)と疎油性(油をはじく性質)の両方の性質を持っているため、泡消火剤や撥水剤、防汚剤等として広く利用されていた。

○ PFOSの主な用途は泡消火剤、めっき液、航空機作動油、撥水剤、フロアワックス等であるが、現在は代替品の無いエッセンシャルユースとしてエッチング剤の製造、半導体レジストの製造、業務用写真フィルムの製造が指定され、これらを除いては使用が禁止されている。

なお、泡消火剤はエッセンシャルユースの対象外だが、取扱上の技術基準と表示義務を設け環境への汚染を防止した上での使用が認められている。しかし、代替品への置き換えが推奨されている。

○ PFOS・PFOAは環境中で分解がほとんどされないなど、環境への残留性や生物への蓄積性などが問題視され、近年新たな環境汚染物質として規制の対象となっている。調査は米国の勧告値がPFOSとPFOAの合計になったことを踏まえ、この2項目とした。